

事務連絡
平成24年9月28日

日本医師会 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置を
平成24年10月以降も継続する保険者について（情報提供）

今般、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度において、東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置を平成24年10月1日以降も継続する保険者について、別紙のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

については、貴管下の会員等へも情報提供いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県を通じ、全域が東電福島第一原発事故に伴う国による避難指示等が行われた区域（警戒区域等）^{（注1）}である福島県内9町村を除く全国の保険者を対象として、平成24年9月27日時点の状況を確認したものであることから、今後、変更があり得ることを申し添えます。

（参考）

【全国の状況】

	保険者数	窓口負担免除実施保険者数
国民健康保険 （市町村）	1,708 【118】	202 【84】
後期高齢者医療 （広域連合）	47 【-】	6 【2】

※【 】内の数字は全域が特定被災区域^{（注2）}である岩手県、宮城県、福島県（3県）の合計数

（注1）「警戒区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③旧緊急時避難準備区域、
④特定避難勧奨地点と指定された4つの区域等をいう。

（注2）「特定被災区域」とは、警戒区域等以外の災害救助法の適用地域（東京都を除く）
や、被災者生活再建支援法の適用地域をいう。